

市電沿線観光案内サイン整備業務 仕様書

1 委託業務名

市電沿線観光案内サイン整備業務

2 業務目的

本業務は、市電沿線に設置されている観光案内サインについて、既設サインの撤去及び改修並びに新たな案内サインの整備を一体的に実施することにより、利用者の利便性向上、観光客の周遊促進及び観光案内機能の強化を図ることを目的とする。

また、QR コード等のデジタル技術の活用、多言語対応及び観光資源への誘導機能の充実を図り、公共交通を活用した観光振興及び地域の魅力発信に資するものとする。

併せて、熊本城エリアと水前寺エリア等を結ぶ文化観光回遊を促進するため、案内内容、デザイン、多言語表記及びデジタル案内の統一を図るものとする。

3 履行場所

委託者の指定する場所

4 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

5 業務内容

（1）結節点（市電乗り場等）案内の整備・デザイン統一事業

本事業は、単なる老朽化対策ではなく、市電沿線の案内表示を整理・統一し、市電から文化観光施設への分かりやすい回遊導線を形成することを目的とする。

ア 老朽化した観光案内サインの撤去業務

市電沿線に設置されている観光案内サインのうち、視認性が低く不要となっているもの及び老朽化したものについて、撤去又は目隠しを行うこと。

撤去に当たっては、原則として看板本体、取付金具その他附属物を含めて完全に撤去し、周辺構造物の原状回復に努めること。

【対象駅】※看板詳細については別紙①を参照

対象駅（28駅）	基数
田崎橋（2基）、二本木口（2基）、祇園橋（2基）、呉服町（2基）、河原町（2基）、慶徳校前（2基）、花畑町（2基）、熊本城・市役所前（2基）、水道町（2基）、九品寺交差点（1基）、交通局前（2基）、味噌天神前（2基）、新水前寺駅前（2基）、国府（2基）、水前寺公園前（4基）、市立体育館前（2基）、八丁馬場（2基）、神水交差点（2基）、健軍交番前（2基）、	合計 56基

健軍町（２基）、県立体育館前（２基）、本妙寺入口（２基）、杉塘（２基）、段山町（２基）、蔚山町（２基）、新町（２基）、洗馬橋（１基）、西辛島町（２基）	
---	--

【留意事項】

- ・老朽化等により看板又は取付部材を無理に撤去することで駅施設、壁面その他既存構造物を損傷するおそれがある場合は、委託者と協議のうえ、看板盤面をシート等により被覆する方法による目隠しを行うことができるものとする。この場合においては、周辺景観との調和及び安全性に配慮し、盤面の内容が視認できない状態とすること。
- ・市電沿線における撤去、改修及び設置作業については、市電運行への影響を避けるため、原則として市電運行終了後から運行開始前までの時間帯（０時から５時３０分まで）に実施すること。
- ・本業務は電停周辺及び軌道敷周辺での作業を含むことから、作業員、通行者及び車両等の安全確保に万全を期すこと。作業の実施に当たっては、必要に応じて交通誘導員を配置するとともに、カラーコーン、バリケード、保安灯その他必要な安全施設を設置し、事故防止及び第三者災害の防止に努めること。

イ 電停観光案内サインの新設業務

電停に周辺観光地までの経路案内を確認できる QR コード付き案内看板を新設する。

【対象看板】※看板詳細については別紙①を参照

対象駅（１１駅）	基数
田崎橋（２基）、二本木口（２基）、祇園橋（２基）、熊本城・市役所前（２基）、九品寺交差点（１基）、交通局前（２基）、新水前寺駅前（２基）、市立体育館前（２基）、新町（２基）、洗馬橋（１基）、西辛島町（２基）	合計 ２０基

【看板デザイン】

受託者は、利用者の視認性、周辺景観との調和、ユニバーサルデザイン及び外国人旅行者への分かりやすい案内表示及び観光周遊の促進に配慮したデザイン案を提案すること。具体的には、以下の基準を順守・参考にしたものにする。

- ・熊本市公共サインガイドライン
- ・言語表記一覧
- ・地図の情報掲載基準
- ・熊本市景観計画
- ・熊本市屋外広告物ガイドライン
- ・観光庁「How To 多言語」

また、受託者は複数のデザイン案を提示し、各案のコンセプト、特徴、視認性、維持管理性及び観光周遊促進効果について説明するとともに、採用を推奨する案及びその理由を示すこと。

【看板記載内容】

受託者は、以下 3 点の内容が記載された看板のデザイン案を提案すること。

- ・ 周辺観光地の名称
- ・ 現在地及び周辺観光地の位置関係が分かる簡略地図
- ・ 各観光地への経路案内 QR コード

また、周辺観光地については、受託者が立地条件や誘導効果等を踏まえて掲載候補地を選定・提案すること。掲載する観光地については、当該提案を参考に委託者が最終決定するものとする。なお、本事業は宿泊税を財源として実施するものであるため、案内サインの盤面には、宿泊税を活用して整備したことが分かる文言を必ず表示すること。「例：この案内サインは宿泊税を活用して制作しています 熊本市」併せて、文化庁シンボルマークを表示すること。※詳細は「9 その他」を参照

【使用サイト】

委託者は、長期的に利用でき、市が継続して管理・更新できる QR コード及びリンク先を提案すること。具体的な方式は、受託者の提案を踏まえ、委託者と協議の上決定する。また、QR コードのアクセス数を把握できること、及びリンク先の変更が生じた場合であっても、看板本体の再製作を要しない仕組みであること。

【看板仕様】

改修するサインについては以下の仕様を満たすものとする。

- ・ 屋外対候性 10 年以上
- ・ 表面硬度 2H 以上
- ・ 塗膜厚 100 μ （基準値）以上
- ・ 耐薬品性（塩酸 15% 溶液、硫酸 15% 溶液）

【留意事項】

- ・ 本看板は既設看板の撤去跡地に設置することから、看板の寸法、形状及び設置方法については、原則として撤去する既設看板と同等とし、周辺施設との整合及び安全性の確保に努めること。※看板詳細については別紙①を参照。
- ・ 新設箇所と既設観光案内サインの撤去箇所が重複する場合は、原則として既設サインを撤去した上で新設看板を設置すること。ただし、既設サインの撤去により既存構造物を損傷するおそれがある場合は、委託者と協議の上、新設看板を既設サインの上から設置する方法によることができるものとする。なお、施工方法の詳細については、現地状況を踏まえ委託者と協議の上決定すること。
- ・ 市電沿線における撤去、改修及び設置作業については、市電運行への影響を避けるため、原則として市電運行終了後から運行開始前までの時間帯（0 時から 5 時 30 分まで）に実施すること。
- ・ 本業務は電停周辺及び軌道敷周辺での作業を含むことから、作業員、通行者及び車両等の安全確保に万全を期すこと。作業の実施に当たっては、必要に応じて交通誘導員を配置するとともに、カラーコーン、バリケード、保安灯その他必要な安全施設を設

置し、事故防止及び第三者災害の防止に努めること。

ウ 電停名看板の改修業務

既設の電停名看板について、現行のデザイン及び仕様を基本として、表示内容を「駅名」から「駅名（周辺観光地名）」へ変更するための改修を行うこと。

既存看板例：市立体育館前→市立体育館前（ジェーンズ邸前）

【対象看板】※看板詳細については別紙②を参照

- ①辛島町 →辛島町（熊本城ホール前）
- ②杉塘 →杉塘（熊本博物館入口）
- ③水前寺公園前→水前寺公園前（水前寺成趣園）
- ④商業高校前 →商業高校前（江津湖入口）

区分	対象駅（1 2 駅）	仕様と基数
1	辛島町（5基）、花畑町（2基）、慶徳校前（2基）、西辛島町（2基）、杉塘（4基）、段山町（2基）、本妙寺入口（2基）、水前寺公園（4基）、市立体育館前（4基）、国府（2基）、商業高校前（4基）、八丁馬場（2基）	メイン看板 3 5 基
2	辛島町（2基）、商業高校（2基）	街灯看板 （長方形型） 4 基
3	杉塘（2基）、水前寺公園（2基）	街灯看板 （一角角丸型） 4 基

【看板内容】

- ・文字配置、書体、色彩その他の意匠については、既設看板との統一性を確保するものとする。
- ・また、本事業は宿泊税を財源として実施するものであるため、案内サインの盤面には、宿泊税を活用して整備したことが分かる文言を必ず表示すること。
「例：この案内サインは宿泊税を活用して制作しています 熊本市」
- ・併せて、文化庁シンボルマークを表示すること。※詳細は「9 その他」を参照

【看板仕様】

改修するサインについては以下の仕様を満たすものとする。

- ・屋外対候性 10 年以上
- ・表面硬度 2H 以上
- ・塗膜厚 100 μ （基準値）以上
- ・耐薬品性（塩酸 15%溶液、硫酸 15%溶液）

【留意事項】

- ・本業務は既設看板のデザインを継承することを前提とし、表示内容を「電停名」から

「電停名（観光地名）」へ変更するものとする。意匠の変更又は新たなデザイン提案は行わず、既設看板との統一性を確保すること。

- ・市電沿線における撤去、改修及び設置作業については、市電運行への影響を避けるため、原則として市電運行終了後から運行開始前までの時間帯（0時から5時30分まで）に実施すること。
- ・本業務は電停周辺及び軌道敷周辺での作業を含むことから、作業員、通行者及び車両等の安全確保に万全を期すこと。作業の実施に当たっては、必要に応じて交通誘導員を配置するとともに、カラーコーン、バリケード、保安灯その他必要な安全施設を設置し、事故防止及び第三者災害の防止に努めること。

（2）文化回遊案内サイン（コンテンツ）整備事業

本業務は、熊本城エリア、水前寺エリアその他市電沿線の文化観光施設及び観光資源を対象として、電停利用者及び来訪者の回遊性向上を図るため、案内サイン等の企画、製作及び設置を行うこと。

【案内対象施設】

①熊本城ホールへの案内サイン

辛島町電停から降りて熊本城ホールまで案内するもの

②熊本博物館への案内サイン

杉塘電停から降りて熊本博物館まで案内するもの

③水前寺成趣園への案内サイン

水前寺公園電停から降りて水前寺成趣園まで案内するもの

④江津湖公園への案内サイン

商業高校前電停から降りて江津湖公園まで案内するもの

⑤県立図書館への案内サイン

市立体育館前電停から降りて県立図書館まで案内するもの

【設置位置】

受託者は、歩行者の視認性、周辺施設との調和及び案内効果を考慮し、「熊本市道路占用許可及び法定外公共物使用許可に係る基準要綱」を踏まえた上で提案すること。

最終的な設置位置は委託者と協議の上決定すること。

【看板デザイン】

受託者は、歩行者が目的地までの方向、距離及び位置関係を容易に認識できる内容とし、自立式の誘導看板を基本とするデザインを提案すること。ただし、設置場所の特性や周辺環境を踏まえ、効果的な案内手法について提案することを妨げない。具体的には、以下の基準を順守・参考にしたものにする。

- ・言語表記一覧
- ・地図の情報掲載基準
- ・熊本市景観計画
- ・熊本市屋外広告物ガイドライン

- ・観光庁「How To 多言語」

また、受託者は複数のデザイン案を提示し、各案のコンセプト、特徴、視認性、維持管理性及び観光周遊促進効果について説明するとともに、採用を推奨する案及びその理由を示すこと。

【看板記載内容】

- ・受託者は、水前寺成趣園を起点とした周辺文化観光施設及び観光資源への回遊促進を目的とした、施設名称、進行方向、距離その他必要な案内情報を表示する内容を提案すること。
- ・また、単なる誘導機能にとどまらず、来訪者の理解促進及び滞在満足度の向上を図る観点から、設置場所に応じて歴史・文化・観光資源等の情報を紹介する説明板（解説サイン）の設置についても提案すること。現地サインには要点を掲載し、QRコード等のリンク先で歴史的・文化的背景を深く理解できる構成を基本とする。案内文、解説文及び必要な多言語原稿の作成・校正を業務に含むものとする。
- ・なお、本事業は宿泊税を財源として実施するものであるため、案内サインの盤面には、宿泊税を活用して整備したことが分かる文言を必ず表示すること。
「例：この案内サインは宿泊税を活用して制作しています 熊本市」
- ・併せて、文化庁シンボルマークを表示すること。※詳細は「9 その他」を参照

【看板仕様】

改修するサインについては以下の仕様を満たすものとする。

- ・屋外耐候性 10 年以上
- ・表面硬度 2H 以上
- ・塗膜厚 100 μ （基準値）以上
- ・耐薬品性（塩酸 15% 溶液、硫酸 15% 溶液）

【留意事項】

- ・受託者は、案内サイン及び説明板のデザイン、表示内容、設置位置、設置数量、仕様等について提案すること。
- ・作業員、通行者、周辺住民及び車両等の安全確保に万全を期すこと。必要に応じて交通誘導員の配置、安全施設の設置その他必要な安全対策を講じ、事故及び第三者災害の防止に努めること。

6 共通仕様

- ・サイン、地図、案内文、解説文、外国語表記及びデジタル案内について、事業全体で用語・表記及びデザインの統一を図ること。
- ・案内文及び多言語解説文は、熊本市公共サインガイドライン及び観光庁「How To 多言語解説文整備」等を踏まえて作成し、委託者及び関係施設の確認を受けること。
- ・成果物は、市が次年度以降に更新・増設できる仕様とし、閲覧用データに加えて編集可能なデータを納品すること。

- ・最低 2 回以上は校正を行う。
- ・受託者は施工に先立ち必要に応じて現地確認を行うこと。

7 提出書類及び成果物

【共通の成果物】

- ・業務完了報告書
- ・撤去・改修・新設箇所一覧
- ・設置位置図
- ・施工前後写真
- ・完成図・構造図
- ・サイン管理台帳
- ・盤面の完成データ及び編集可能データ
- ・QR コード及びリンク先一覧
- ・QR リンク先のデジタルコンテンツ

【(1) 結節点（市電乗り場等）案内の整備・デザイン統一事業の成果物】

- ・市電沿線観光案内サインのデザイン統一ルール
- ・今後の更新・増設に使用できる基本フォーマット
- ・電停・盤面ごとの完成レイアウト

【(2) 文化回遊案内サイン（コンテンツ）整備事業の成果物】

- ・案内文・解説文及び多言語原稿
- ・コンテンツの更新・運用方法

8 守秘義務

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9 その他

本業務は、令和 8 年度文化芸術振興費補助金「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業」の活用を予定している。受託者は、当該補助金の交付決定条件等を遵守し、実績報告に必要な資料の作成及び提出に協力すること。

報告書、案内サイン、デジタルコンテンツその他の成果物への文化庁シンボルマーク、補助事業名及び宿泊税活用表示等については、委託者の指示に従うこと。

また、見積内訳書、完了報告書、成果品一覧、納品書及び請求内訳書は、事業ごと（5 業務内容（1）ーア、（1）ーイ、（1）ーウ、（2）ごと）に確認できるよう区分して作成すること。

なお、業務内容の詳細は、受託者の提案を踏まえ、委託者と協議の上決定する。ただし、認定地域計画、交付要望書及び本仕様書に定める業務目的を逸脱しないものとする。